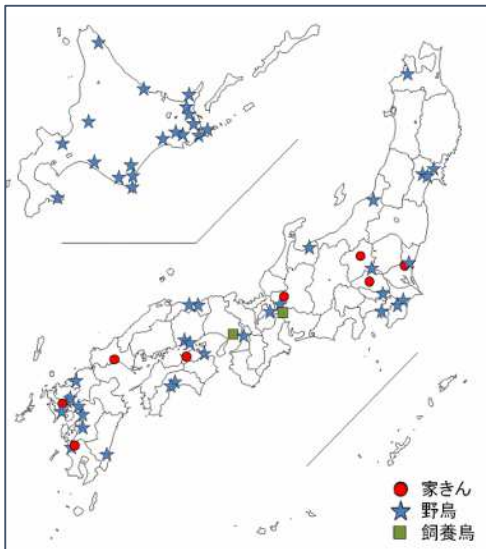


島根県東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)

〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

疾病情報 (高病原性鳥インフルエンザについて)



今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以降、令和6年2月12日時点で8県9事例発生し、約71.3万羽が殺処分の対象となっています。一方、野鳥においても10月以降、2月9日時点で23都道府県101例の感染事例が認められ、全国的に環境中に本病ウイルスが存在している状況です。

現在、県内においては、鶏飼養農場の皆さんの侵入防止対策等のご努力により発生はありませんが、近年では3月でも本州で発生がみられていることから今後も警戒が必要です。特に、韓国では、昨シーズンより遅い時期(12月以降)に野鳥及び家きんでH5N6亜型の本病ウイルスが確認されており(今シーズン、日本の家きんではH5N1のみ)、今後、朝鮮半島の渡り鳥が新たに渡来し、それに伴って新たなウイルスが国内に侵入する可能性があります。

飼養者だけでなく、農場に出入りする全ての関連事業者にも「衛生管理区域専用の衣服及び靴の着用」「日頃の消毒」を徹底していただくとともに、今一度、野生動物の侵入経路を入念に点検・侵入防止対策を継続して、今シーズンも乗り切りましょう。

疾病情報 (口蹄疫について)

韓国ではワクチン接種による予防対策が実施されていましたが、2019年以来4年ぶりに本病が確認され、5月10日から18日にかけて11件の発生が確認されました。

過去の発生をみると、まず韓国で発生し、その後日本で発生しており(2000年、2010年)、現在も、本病が国内へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

そこで今一度、本病の症状を右に紹介しますので、疑わしい症状を見つけた場合はすぐに通報するようお願いいたします。

侵入防止対策に加え、早期発見・早期通報が被害を最小限にすることに繋がります。

疑わしい症状!

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



鼻のびらん

上顎口唇潰瘍

水疱が破れている

写真：富岡県提供

写真：動物衛生研究部門提供

牛では、**1頭のみに着目せず**、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、**群としての異状の有無を確認することが重要**です。

～豚の症状～



接種3日目

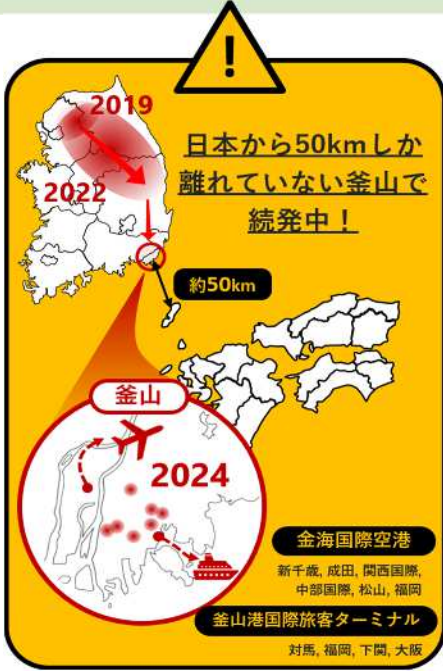
接種4日目

多数の水疱病変を確認

写真：富岡県提供

写真：動物衛生研究部門提供

アフリカ豚熱の脅威が迫ってきています



日本では発生例のない家畜伝染病「アフリカ豚熱（ASF）」が日本に近い韓国南部で拡大し、緊張感が非常に高まっています。

アフリカ豚熱は豚とイノシシにおける最強（恐）のウイルス病といわれており、高い致死率と強い伝染力が特徴です。

致死率はほぼ100%で、40～42℃の発熱、元気消失、食欲不振を呈し、皮下出血、紅斑、紫斑などの出血症状を示して急死します。

感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触、ダニによる媒介等により感染が拡大します。

有効なワクチンや治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大で、中国では発生による死亡・殺処分により豚の飼養頭数が4割減少、豚肉価格が2倍以上になったといわれています。

また、豚熱と同様に、野生イノシシが感染拡大の原因となっており、海外では野生イノシシで本病がまん延し、根絶が困難となっています。

以上のことから、本病がいったん国内で発生すれば全国に広がってしまう可能性が非常に高く、日頃から侵入防止とまん延防止の意識を持つ必要があります。そこで今回は、イノシシから見た本病の性質と水際対策、みなさんにご注意いただきたいことを紹介します。

イノシシ間の伝播経路としては、感染した死体の腐肉食によって拡大するといわれていますが、東欧ではアフリカ船舶の炊事場から出る食物のくずをイノシシが食べたことが侵入のきっかけになったといわれています。実際、豚熱に感染した肉の入っていたトレーをイノシシが舐めただけでも感染したというデータもあります（ウイルスは長期間にわたって環境中に生存し、冷凍であれば1,000日以上）。

そのため、農林水産省では水際対策として、港や空港での持ち込み品検査を強化しており、発生地からの旅客携帯品や国際郵便物からアフリカ豚熱ウイルスが多数検出されています（ソーセージ等、2024年1月末時点で141例ものウイルス遺伝子が検出され、うち4例からは感染性をもつ生きたウイルスが分離）。

このような状況下のなか、日本の養豚業界を守るためにできることを、侵入経路とともに下図に示します。これら自衛防疫の意識をもつことは、豚に限らず全ての畜種・関係者のみなさまにご注意いただきたいことです。

※野生動物（死亡イノシシ）はむやみに触れず、発見時は市役所または農林水産振興センターの鳥獣担当部局までお知らせください。

侵入経路 ①

肉類に付着

肉の入った食品を国内に持ち込まない

国内持込禁止

肉の入った食品を野外に捨てない

屋外放置禁止

侵入経路 ②

人に付着

海外では

- 靴などについた土は落とす
- 動物がいる施設に行かない

注意

空海港では 指示に従って消毒

国内では

- 帰国後1週間、観光牧場等に行かない
- 家畜がいる施設に近づかない
- 野生イノシシや民・柵に近づかない

転ばぬ先の杖（ワクチンによる牛感染性疾患の予防について）

異常産ワクチン

流産・早産・死産など胎子に中枢神経異常や体型異常を引き起こすウイルス感染症（1～3 mmの微小吸血昆虫ヌカカが媒介、初夏に飛来）を予防するワクチンです。

代表的なものがアカバネウイルスで、直近では平成 23 年に県内で大流行が発生し、育成牛・成牛で神経症状・起立不能を呈し廃用となる個体が品種を問わず県内で 43 戸 74 頭も確認されました。異常産は、平成 20～21 年に 17 戸 22 例の発生が認められるなど不定期に流行がみられましたが、平成 24 年以降は大規模な発生は全国的にも認められていません。このことは、感染ヌカカの飛来状況が影響しますが、アカバネ病を含めた異常産 4 種混合不活化ワクチン、アカバネ病生ワクチンの接種の推進による効果と推察されます。さらに母牛群の免疫安定化を図り、農場内での流行（育成牛の生後感染含む）を予防しましょう。

また、近年、温暖化の影響のためか、多様な吸血昆虫媒介ウイルスが九州をはじめとした西日本各地で検出されています。ピートンウイルスなど病原性が定まっていないものが多いですが、予防できるものは 4 種混合ワクチンを用いてリスクを低減しましょう。

下痢症ワクチン

子牛の下痢を予防するためのワクチンで、乳汁免疫（初乳・母乳を介して子牛の腸管を守る）を高めます。近年の研究報告では、子牛だけでなく母牛群におけるコロナウイルス感染症の損耗防止効果、大腸菌性乳房炎の抑制効果があるのではないかとされています。本ワクチンは、人の新型コロナウイルスワクチンと同様、ワクチン免疫が持続しないため分娩前の定期的な接種を推奨します。

呼吸器病ワクチン

呼吸器病は、下痢と同じく、子牛における主要な死因の一つで、発熱などの呼吸器症状が現れた場合、抗菌剤や解熱消炎剤の投与を中心とした症状緩和のための治療が行われます。しかしながら近年、抗菌剤の効かない細菌の分離頻度が増加しており、呼吸器病の予防に向けた治療薬以外のアプローチが必要となってきています。その方法の一つがワクチンで、代表的なものとしては子牛市場出荷前の呼吸器病 5 種混合生ワクチンが挙げられます。今回は生後 1 か月齢前後の牛で呼吸器病が問題となる場合のワクチン活用事例を紹介します。

この時期の子牛は、母牛から受け取った免疫が消失し始め、自身の免疫システムも未熟であることから、呼吸器病のリスクが高まり、ウイルスや細菌の混合感染によって症状が重篤化しやすくなります。そのため、群飼育などで呼吸器病が多発・常態化している農場においては、出生後早期のワクチン接種による対策が望ましいとされています。その一例としては、鼻腔粘膜ワクチン（ウイルス）と細菌性肺炎 3 種混合ワクチンを併用するワクチンプログラムが検証され、被害の重篤な農場において損害防止の一助となったとする報告がありました。

呼吸器病ワクチンについては、各農場における疾病発生状況・発病原因の分析結果に合わせて選択・活用することが費用対効果を高めることに繋がります。ケースバイケースであり、農場ごとのオーダーメイドになりますので、ワクチンプログラムの検討にあたっては、家畜診療所等の獣医師にご相談ください。

最後になりますが、下痢・呼吸器病の予防において、ワクチンだけでなく宿主の抵抗性を低下させない飼養管理（環境）が必要不可欠であることを申し添えます。

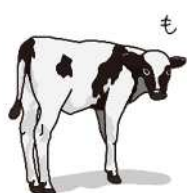


5 条検査

島根県では、家畜伝染病予防法第5条に基づき、牛のヨーネ病検査を実施しています。今後の検査予定は、以下のとおりです。

対象地域の畜産農家および関係機関の皆様には、ご協力をお願いします。

年度	5 条検査対象地域
R6 年度	雲南市（旧吉田村および旧掛合町を除く地域）、出雲市（旧斐川町）
R7 年度	出雲市（旧出雲市）、飯南町（旧頓原町）
R8 年度	出雲市（旧出雲市および旧斐川町を除く地域）、飯南町（旧赤来町）
R9 年度	奥出雲町（旧横田町）
R10 年度	奥出雲町（旧仁多町）、雲南市（旧吉田村および旧掛合町）

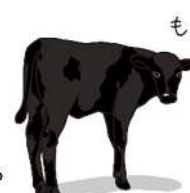


検査対象牛 : 24ヵ月齢以上の搾乳牛および繁殖牛等

検査項目 : 抗体検査（採血をして検査します）

検査費用 : 1頭あたり800円

本年度は検査終了し、全頭陰性を確認しています。
ご協力ありがとうございました。



ヨーネ病とは

牛等に頑固な下痢を引き起こす伝染病です。原因はヨーネ菌という細菌で、全国で多数の感染牛が確認されており、ワクチンや治療法がない病気です。本病の防疫対策には、患者及び保菌牛の摘発と殺処分、汚染物の徹底した消毒が必要です。

【重要】 家畜飼養（所有）者の定期報告書について

毎年、家畜を飼養（所有）している方は、家畜伝染病予防法に基づき、定期報告書を管轄の家畜保健衛生所に提出する必要があります。

広報と一緒に定期報告書の様式を同封しますので、記載例を参考に記入いただき、同封の返信用封筒により3月末を目途に出雲家保まで提出をお願いします。電子データでの提出を希望される方は、様式をメール送付いたしますので別途ご相談ください。

法改正により飼養衛生管理基準の項目数が増加し、衛生管理の状況を自己点検するのは大変な作業かと思えます。しかし、これも農家の皆様の飼養管理の状況を把握し、家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図る取り組みの一環ですので、ご理解ください。

また、立入禁止看板、来場者記録簿、飼養衛生管理マニュアル等のひな型が必要な方は別途ご連絡ください。様式を送付いたします。

<報告対象となる家畜>

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

※愛玩目的で飼養している場合を含む



液体窒素保存容器（窒素ボンベ）をお持ちですか？

令和2年10月1日に和牛遺伝資源の管理・保護のための新制度がスタートし、精液・受精卵の不正な流通を防止するための関係規定が整備され、家畜人工授精所（以下、授精所）を開設されている家畜人工授精師、獣医師の皆様に対応いただいています。法改正に伴い、国が授精所への立入検査を実施しており、管内の授精所では、譲渡等記録簿への記帳や、精液・受精卵の取扱いについて「良好な業務をされている」という評価を受けています。

現在、授精所を開設されている家畜人工授精師、獣医師へは、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法における通知や情報の共有ができていますが、授精所を開設されずに牛の精液を取り扱われている方については把握できていないため、重要な通知や情報を提供できない状況になっています。

**そこで、授精所を開設していないが、牛の凍結精液の取り扱いのある
（＝液体窒素ボンベで精液を所有している）生産者の皆様、**

「うちには使っているボンベがあるよ！」

「自分の飼養している牛のみに授精するからボンベを持っているよ！」

と家保へお知らせ下さい！電話1本していただくだけでOKです。

法律で規定されている内容を守らなければならないのは、授精所を開設している家畜人工授精師、獣医師のみではなく、**ボンベを所有している生産者も含まれます。**

適正な精液や受精卵の取扱いを徹底して、「うっかり法律違反をしてしまった！」ということがないように、情報提供したく思いますので、ボンベをお持ちの方はご連絡ください。

【連絡先：出雲家畜保健衛生所 0853 - 43 - 7900 （担当 矢田、小林）

特に取扱方法に注意が必要な動物用医薬品をご存じですか？

飼養家畜を診療してもらった時、お薬を処方されたことがありますか？動物用医薬品の中には、副作用が強いもの、病原菌に対して耐性を生じやすいものがあり、使用に当たって獣医師の専門的知識と技術が必要とされる薬品を「**要指示医薬品**」といいます。この薬品は、**抗生物質やホルモン剤**などが該当し、獣医師が診察を行い、処方箋や指示書の交付または指示を受けた者以外への販売が禁止されるほど、**取り扱いには注意が必要**です。特に食肉用としての家畜や、牛乳などの生産物を出荷される場合は、薬品の使用方法を間違えると家畜の体内に残留し、出荷ができなくなることもあります。また、誤用や乱用により薬剤耐性菌を生み出し、疾病の蔓延を引き起こし、畜産業界に大きな打撃を与える可能性が懸念されています。

そのような事態を防ぐためにも、要指示医薬品の処方箋及び指示書を発行した獣医師は、使用の適正を確保するため、県に写しを提出することになっています。今後、薬品の取扱いが適正であるかを確認するため、獣医師から家保への指示書提出状況と生産者の皆さまの処方箋及び指示書の受け取り状況に相違がないかを調査したいと考えております。

お伺いする時はご協力をお願いいたします。

令和5年度島根県畜産関係機関業績発表会が開催されました

1月25日、島根県畜産関係機関業績発表会が開催されました。この発表会は、畜産に関する試験・研究等の業績について発表討議を行い、知識及び技術の情報交換及び普及を図ることを目的として、毎年開催されています。家畜病性鑑定室、隠岐支庁農林水産局家畜衛生部、家畜保健衛生所（松江、出雲、川本、益田）及び畜産技術センターから計14題の発表があり、当所からは次の3題を発表いたしました。このうち2題（②と③）が県の代表として、鳥取県で開催予定の、第65回中国・四国ブロック家畜保健衛生業績発表会に選抜されました。管内の生産者さんと共に取組んできたことが、県内及び中国四国地区の多くの生産者さんの一助となるよう発表して参ります。各発表演題の概要は以下のとおりですので、ご一読いただき、今後の業務へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

①市町への家畜防疫業務の理解醸成の取り組み（山下）

家畜伝染病発生時には島根県は全庁体制で防疫業務にあたりますが、一方で市町、関係機関の協力は欠かせません。そこで、市が主体的に対応いただけるよう進めた取り組みについて発表いたしました。

市とともに防疫演習骨子を策定し、積極的に防疫演習へ参画していただきました。取り組みとしては、防疫業務の確認と意見交換会、テレビ会議室システム（zoom）を活用した初動伝達訓練、防疫業務を行う一般動員者の集合場所にて現地実地研修を実施しました。この中でも、集合場所実地研修ではあらたな取り組みとして、オンライン化、ペーパーレス化の検証をしました。市が様々な演習等に対して積極的に参画することで、家畜防疫業務に対する相互の理解醸成につながりました。



防疫演習の様子



業績発表会での様子

②養豚場における豚熱ワクチン接種体制の構築指導（松尾）

管内の養豚場における豚熱ワクチン接種体制の整備状況と、検査結果から得られた知見や課題について取りまとめて発表しました。当部管内のワクチン接種体制の特徴として、ワクチン接種業務を家畜防疫員（当部の獣医師職員）から知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者（管理獣医師と農場従業員）へ速やかに移行したことが挙げられ、それにより当部は抗体検査の実施とそのデータ分析に専念できています。これは現場の理解と協力あってのことですが、そのおかげで、豚熱ウイルスに対して十分なワクチン免疫を付与できていることを検査により確認し、効果的な豚熱ワクチン接種が実施されていると判断できました。円滑な豚熱ワクチン接種が実施できていること、検査によりワクチン接種が適切に行えているか検証ができていることが、当部管内の豚熱ワクチン接種体制の強みです。その成果として、子豚の2回接種を実現し、豚群の免疫の空白期間を最小限に抑えられていることが考察できました。



業績発表会での様子

③美味しまねゴールド認証取得のための生産工程管理システム構築と効果について（小林）

食品関連事業者に対する HACCP 義務化が制定され、食品業界では広く普及しており、フードチェーンの川上である農場が消費者へ農産物を提供していくには、今後、第三者判断における「認証」が必要になってくると考えられます。第三者による認証は、消費者が求める「食の安全・安心」「動物愛護の精神」を満たし、今後の販路拡大へも大きく関わってくると思います。

そこで、昨年、美味しまねゴールド認証を取得した1農場において、家畜衛生、環境保全労働安全やアニマルウェルフェアに関する法令を遵守するための点検項目や検証方法を定めて、農場管理を常にアップデートできる生産工程管理システムを構築されたところ、多くの効果が認められました。

その効果とは、①生産性成績のアップ（上昇傾向が認められた）、②従業員さんとのコミュニケーションが倍増し、働く環境がより良く変わった、③農場管理の工程について細かく検証することで、問題の早期掌握と改善力が上がった、などがありました。特に従業員さんのシステムへの取り組みにおける理解が高く、経営者への細やかな報告がなされるようになり、農場環境の大きな改善へとつながったそうです。

現在では、農場訪問のみならず、メールやWeb会議などで、近況報告、相談、検討会を実施し、農場さんと家保でさらなるシステムのブラッシュアップを図っているところです。認証は、マニュアルや記録などが煩雑化し、面倒くさいというイメージがまだまだ強いかもしれませんが、これからの時代、認証取得は新たな販路を見出すなど、農場の将来を明るく照らしてくれると考えます。

一緒に、認証取得を目指してみませんか？



業績発表会での様子

国内侵入の危機！ 韓国で拡大 “ランピースキン病、をご存じですか？

ランピースキン病の病原体は、ポックスウイルス科に属するウイルスで、牛・水牛に感染します。症状は食欲不振・発熱のほか、全身、特に頸部・背部・外陰部などに数個～数百個の結節が観察されます。伝播様式は、感染牛の唾液との接触感染や、唾液で汚染された飼料や飲水の摂取により感染し、多湿夏季に多く発生することから、機械的ベクターとして昆虫の介在も挙げられます。

従来はアフリカや中東で発生していましたが、東アジア地域から昨年10月には韓国全土に拡大していき、約7000頭が感染しました。韓国では生ワクチンによる防疫が実施されています。治療法は無く、国内で発生した場合は法的に殺処分や移動制限は強制されませんが、感染牛の生乳・精液は廃棄となります。

今後、ヒト・モノの交流の活発化、アジア地域からの媒介節足動物（ハエ、カ、ヌカカ、ダニ）の飛来により本病が国内へ侵入する可能性もあります。本病に限らず、毎日の健康観察を行い、異常と思える症状を観察した場合には、速やかに家畜保健衛生所へ届出るようお願いいたします。



全身の結節（写真出典：農水省HPより）

編集後記：暖冬とは言え、寒い時にはとんでもない寒さと、降る時には止まらない降雪に驚かされる日々ですが、生産者の皆さまにはお元気にお仕事を頑張っておられることと存じます。今回の広報では、「業績発表の成果」と「お願いごと」を多くお伝えする内容となりました。成果は、皆さまのご協力があったからこそその結果です。「お願いごと」は尽きることがありませんが、これからも皆さまと家保で一丸となり、新たな「成果」が生まれるよう、また、より畜産業が発展していくことを願っています。 (小林)